

令和 7 年村上市議会第 2 回定例会会議録（第 1 号）

○議事日程 第 1 号

令和 7 年 6 月 1 0 日（火曜日） 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第 3 号 瀬波船だまりへドロ浚渫工事早期実施の請願
- 第 5 請願第 4 号 J R 米坂線早期復旧のための請願
- 第 6 請願第 5 号 河内集落と同じ条件で合併処理浄化槽の運営をお願いする請願
- 第 7 請願第 6 号 「30 人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願書
- 第 8 報第 9 号 村上市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報第 10 号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 11 号 村上市土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 12 号 村上市情報通信事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 13 号 村上市蒲萄スキー場特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 14 号 村上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報第 15 号 村上市上水道事業会計予算繰越の報告について
報第 16 号 村上市簡易水道事業会計予算繰越の報告について
報第 17 号 村上市下水道事業会計予算繰越の報告について
報第 18 号 村上市下水道事業会計事故繰越しの報告について
報第 19 号 専決処分の報告について
- 第 9 議第 47 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 48 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 49 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 10 議第 50 号 専決処分の承認を求めることについて
議第 51 号 専決処分の承認を求めることについて
議第 52 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 11 議第 53 号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 54 号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 55 号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につ

いて

- 議第56号 財産の取得について
- 議第57号 財産の取得について
- 第12 議第58号 村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議第59号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議第60号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第61号 財産の取得について
- 議第62号 財産の取得について
- 議第63号 財産の取得について
- 議第64号 財産の取得について
- 第14 議第65号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第2号）
- 第15 議第66号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第67号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

1番	魚 野 ル ミ 君	2番	佐 藤 憲 昭 君
3番	野 村 美 佐 子 君	4番	富 樫 光 七 君
5番	上 村 正 朗 君	6番	菅 井 晋 一 君
7番	富 樫 雅 男 君	8番	高 田 晃 君
9番	小 杉 武 仁 君	10番	河 村 幸 雄 君
11番	渡 辺 昌 君	12番	尾 形 修 平 君
13番	鈴 木 一 之 君	14番	鈴 木 い せ 子 君
15番	川 村 敏 晴 君	16番	姫 路 敏 君
17番	長 谷 川 孝 君	18番	大 滝 国 吉 君
19番	山 田 勉 君	20番	三 田 敏 秋 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋	邦芳	君
副市長	大滝	敏文	君
教育長	遠藤	友春	君
政策監	須賀	光利	君
総務課長	長谷部	俊一	君
財政課長	榎本	治生	君
企画戦略課長	山田	美和子	君
税務課長	永田		君
市民課長	小川	一幸	君
環境課長	大滝	誓生	君
保健医療課長	押切	和	君
介護高齢課長	土田		君
福祉課長補佐	石嶋		君
こども課長	高橋		君
農林水産課長	小川	良和	君
地域経済課長	富樫		君
観光課長	山田	昌実	君
建設課長	須貝	民雄	君
都市計画課長	小野	道康	君
上下水道課長	稲垣	秀和	君
会計管理者	大滝		君
農業委員会 農事務局長	高橋	雄大	君
選管・監査 事務局局長	前川	龍也	君
消防長	瀬賀		君
学校教育課長	小川	智也	君
生涯学習課長	平山	祐子	君
荒川支所長	阿部	正昭	君
神林支所長	志田	淳一	君
朝日支所長	五十嵐	忠幸	君
山北支所長	大滝	きくみ	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	内	山	治	夫
事 務 局 次 長	鈴	木		渉
書 記	河	内	真	人

午前１０時００分 開 会

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和７年第２回定例会を開会いたします。

本日の会議は、配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、６番、菅井晋一君、１８番、大滝国吉君を指名いたします。御了承を願います。

日程第２ 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

去る６月３日、議会運営委員会を開き、御協議をいただいた結果、今定例会の会期は会期及び日程（案）のとおり、本日から１８日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から６月２７日までの１８日間と決定をいたしました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第３、諸般の報告を行います。

最初に、私から議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任についてを御報告申し上げます。皆様既に御承知のとおり、去る４月１日付で会派新緑会会派長、菅井晋一君から、会派構成人数を４名に変更した旨の届出があり、議長においてこれを受理したところであります。これにより、会議規則、先例の例によって委員会構成に変更が生じることから、去る６月７日開催の会派代表者会議において、委員会構成について御協議をいただいたところでございます。その御協議の結果を踏まえ、議会運営委員会については高田晃君が辞任し、新たに姫路敏君を、議会改革調査特別委員会については渡辺昌君が辞任し、新たに姫路敏君を、再生可能エネルギー等調査特別委員会については富樫雅男君が辞任し、新たに姫路敏君を、村上駅周辺まちづくり事業調査特別委員会については佐藤憲昭君が辞任し、新たに富樫光七君を、それぞれ委員会条例第８条第１項ただし書の規定により、４月２５日、議長において指名をいたしましたので、委員会条例第８条第３項の規定により御報告を申し上げます。

次に、理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、公用車に搭載したテレビの受信契約が未契約であったことにつきまして御報告をいたします。さきに開催された全国市長会の会議の席上、公用車にテレビ受信機能付きのカーナビゲーションが搭載されている場合、カーナビゲーション1台ごとにNHK受信契約が必要となる旨の情報提供があったところであります。本市におきまして直ちに調査を行ったところ、テレビ受信が可能なカーナビゲーションを搭載している車両が42台あり、いずれもNHK受信契約が未契約であったことから、5月1日にその事実を公表したところであります。地方自治体の場合、テレビ受信機の設置場所ごとにNHK受信契約を行う必要があるわけではありますが、テレビ受信が可能なカーナビゲーションを搭載する公用車についてもこれに含まれることになります。このたび確認いたしました42台の公用車のうち、スクールバス及び保育園バスについてはNHK受信料の減免措置があるわけではありますが、この申請も含め、NHK新潟放送局と受信契約についての手続を進めているところであります。このたびの件につきましては、NHK受信料の取扱いについての正確な理解がなされていなかったことに起因して発生した事案ではありますが、公用車への装備品に限らず、これに類する備品、附属品などの取扱い等については、十分に制度を理解した上で事務を執行するよう改めて全庁に指示をしたところであります。

次に、村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業について御報告いたします。令和11年6月の運転開始に向けて準備を進めております村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業の発電事業者である村上胎内洋上風力発電株式会社から、導入を計画しているゼネラルエレクトリック社製の風車、18メガワットの機種の製造を取りやめたことから、この機種の採用を断念し、他の機種の導入を検討しているとの連絡あったところであります。なお、発電事業者からは、このことによる事業スケジュールへの影響はないと伺っております。本年10月には陸上工事に着手し、いよいよ事業が本格化してまいります。引き続き発電事業者との連携を図りながら、円滑に事業が進むよう取り組んでまいります。

次に、檜原地内旧ごみ処理場の土壌汚染につきまして御報告いたします。旧ごみ処理場の解体工事の土地の形質変更に伴う土壌汚染対策法の規定による土壌汚染状況調査を実施したところ、基準値を超える鉛及びその化合物が検出されたことから、令和7年5月27日に新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づき届出をいたしましたところであります。また、調査結果につきましては同日、市ホームページで公表したところでありますが、土壌溶出量調査26地点33検体のうち3検体が基準値を超過しており、1リットル当たり0.01ミリグラムの溶出量基準のところを0.013から0.095ミリグラムが検出されたものであります。土壌汚染法によるガイドラインでは、鉛による地下水への影響範囲を半径80メートルと定めているところでありますが、その半径80メートル以内には飲用の井戸

はなく、飲用水による影響はないものと考えているところであります。これまでも土壤汚染対策法に規定する有害物質が検出された場合は、このガイドラインに基づき近隣の住民にお知らせをしてきたところでありまして、このたびの事案につきましても、檜原、板屋越の両集落へ速やかに周知を行ったところであります。土壤の処分につきましては、土壤汚染対策法に基づき適切に処分することといたしております。

次に、令和4年8月3日及び令和6年9月20日からの大雨による災害につきまして、災害復旧状況を御報告いたします。令和4年8月3日からの大雨災害による本年5月末現在での復旧工事の状況は、道路・河川等の公共土木施設では94.0%、上下水道施設では水道施設で100%、下水道施設で100%、農地・農業用施設では99.9%、林業施設では97.9%となっております。全体といたしましては98.7%の進捗となっており、工事につきましても残すところはあと僅かとなっております。

続きまして、昨年、令和6年9月20日からの大雨による本年5月末現在での復旧工事の状況についてであります。道路・河川等の公共土木施設で93.8%、農地・農業用施設では94.4%、林業施設では90.9%となっており、全体といたしましては93.5%の進捗となっております。引き続き完全な復旧を目指し、全力で取り組んでまいります。先週になりますが、6月6日に、令和8年度をスタートとする防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の次の対策として、法定計画となります第1次国土強靱化実施中期計画が閣議において決定をされました。この計画において措置される施策により、改めて事前防災・予防防災に取り組み、市民の安全・安心なインフラの整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、財政健全化集中取組期間における取組状況につきまして御報告申し上げます。本市は令和6年度から令和8年度までの3か年を財政健全化集中取組期間と位置づけ、多方面からの歳入歳出の見直しによる収支バランスの均衡化に取り組んでいるところでありますが、これまでの第1弾、第2弾の2回にわたる事業レビューにより、20項目の改善に取り組み、着実に成果を上げてきていると考えているところであります。このうち、一部ではありますが、昨年度から準備を進めておりました、市が使用する一般封筒への有料広告掲載につきましては、今月6月から広告入り封筒の使用を開始したところであり、多くの市民の目に触れる広告媒体として定着していくことを期待をいたしているところであります。また、公の施設の開館日や開館時間及び使用料等減免基準の見直しにつきましては、基本方針を策定し、条例改正及び市民、利用者への周知の後、令和8年度中を目途に運用を開始できるよう進めているところであります。令和7年度、今年度から新たに取り組む事業レビュー第3弾の選定も進めており、引き続き歳出の抑制と歳入確保を図ることで財政健全化の取組をさらに推し進めることができるものと考えているところであります。いずれの取組につきましても、少子高齢化や働き方改革が進む中で、市民の皆様へのサービスを低下させることなく、事業効果と経費のバランスが高い次元で達成されるよう取り組んでまいります。

次に、事業承継の推進に関する協定の締結につきまして御報告いたします。令和7年5月9日、

本市と株式会社日本提携支援におきまして、市内事業者の円滑な事業承継を推進し、地域経済の持続的な発展と産業の活性化を図ることを目的とし、事業承継の推進に関する協定を締結をいたしました。市内では、事業主の高齢化や後継者不足に伴い、事業承継に不安を抱えているという声もあり、課題の一つになっているところであります。本協定により、こうした課題を抱える事業者の支援はもとより、市内の事業者や店舗それぞれが持つ魅力の向上に対しましても併せて支援をいたしていくこととしており、協定に基づく取組の結果、事業の価値が高められ、安定した事業継続が図られることを目指してまいります。今後、本協定により、本市の経済にとりましても大きな効果を発出することができるよう、関係機関とも連携し、取組を進めてまいります。

次に、岩船港防災訓練につきまして御報告いたします。このたび岩船港を中心とした災害対応ネットワークの形成のため、村上・岩船地域「命のみなとネットワーク」推進協議会を組織し、令和7年6月25日に岩船港において緊急支援物資輸送訓練を実施することといたしております。命のみなとネットワークは、港の機能を最大限活用した災害対応のための物流・人流ネットワークを形成するため、国土交通省が推進しているものであります。訓練は、地震により岩船地区周辺の道路が寸断され、岩船地区が孤立したことを想定し、国土交通省北陸地方整備局に所属する大型しゅんせつ兼油回収船「白山」で支援物資を海上輸送し、岩船港から緊急避難場所へ陸送、及び小型船舶に載せ替えて粟島浦村へ輸送する一連の対応を訓練するものであります。なお、この訓練のため、「白山」が6月23日に岩船港へ入港する予定となっております。

次に、森林由来のJークレジットの販売開始について御報告いたします。本市では、市が管理する森林において長年進めてきた森林整備により生み出されるCO₂の吸収量について、国からJークレジット制度の認証を受けたことから、本年5月1日よりJークレジットの販売を開始をいたしました。購入対象者についてであります。個人での購入はもちろん、脱炭素化の実現に取り組む企業や団体を想定しており、既に複数の方からお問合せをいただいているところであります。Jークレジットの販売による収益につきましては、さらなる森林整備や脱炭素化に向けた施策に活用することとしており、2050年ゼロカーボンシティの実現と地域資源を生かした本市の成長や好循環を目指し、取組を進めてまいります。

次に、この夏の熱中症対策について御報告いたします。本市では、昨年度から村上市熱中症対策実行プランにより、官民一体で熱中症対策に取り組んでいるところであります。このたび国内の自治体及び企業約2,900の団体が参加する熱中症予防声かけプロジェクトにおいて、本市が昨年度実施いたしましたクーリングシェルター及び涼みどころの面的展開の取組が評価され、本年、令和7年5月20日にひと涼みアワード2025優秀賞を受賞いたしました。昨年、涼みどころとして取組に御協力いただいた市内店舗や事業所の皆様には心より御礼を申し上げますとともに、本年度も引き続き取組に御協力を賜りますようお願い申し上げます。今シーズンの取組につきましては、これまでと同様にクーリングシェルターや涼みどころの展開、SNSによる注意喚起、訪問時

の声かけ強化、エアコン購入費助成などに加え、涼みどころにおけるのぼり旗の設置や消防車両による熱中症予防の注意喚起を行うこととしており、健康被害の発生防止にしっかりと取り組んでまいります。

次に、令和7年第1回定例会で御報告申し上げました以後の各報告事項につきましては、配付資料のとおりとなっております。火災の発生状況につきましては、建物その他を含め6件の発生となっております。

寄附の申出につきましては配付資料のとおりであり、多くの方から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、令和7年2月から令和7年4月までの間に9,457件、2億2,328万2,000円の申込みをお受けすることができました。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4　請願第3号　瀬波船だまりヘドロ浚渫工事早期実施の請願

○議長（三田敏秋君）　日程第4、請願第3号　瀬波船だまりヘドロ浚渫工事早期実施の請願を議題といたします。

紹介議員から補足説明を求められておりますので、発言を許します。

5番、上村正朗君。

〔5番　上村正朗君登壇〕

○5番（上村正朗君）　新緑会の上村正朗でございます。請願第3号　瀬波船だまりヘドロ浚渫工事早期実施の請願につきまして、紹介議員として若干補足説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

請願第3号　瀬波船だまりヘドロ浚渫工事早期実施の請願につきましては、瀬波地区24の町内区の町内会長さん、区長さんで組織される瀬波地区区長会より、1、早急に瀬波船だまりのヘドロしゅんせつ工事を実施してください。2、定期的なしゅんせつが実現可能な施設整備を行ってくださいとの2項目についての請願が出されています。請願の要旨につきましては請願書でお読み取りいただきたいと思いますと思いますが、若干の補足説明をさせていただきたいと思っております。

瀬波船だまりには、村上市街地約800ヘクタールからの雨水・排水などが流入してくるため、大量の草木が腐敗した状態で堆積しております。そのため、水深が浅くなり、船の停泊・航行に支障を来しているだけでなく、出漁時には船外機が堆積物を巻き上げ、悪臭が発生するほか、船外機の

取水口にごみが詰まり、その都度対処に追われている状況だと聞いております。また、令和３年に行われた汚泥調査で、環境基準を超えるヒ素が検出されました。万が一にも関係住民の方の健康被害につながるものがあってはならないと考えますので、一日でも早い工事の実施と完了が望まれていると考えます。

以上の点を踏まえ、市としても今定例会に上程された一般会計補正予算において、瀬波船だまりしゅんせつ工事として工事請負費１億６,７００万円の予算を計上していただいたところでございますが、事業期間が令和７年度から１１年度までの５年間、総事業費が９億７,７００万という大きな事業でありますことから、事業の着実な推進の確保、後押しという観点からも、本請願の採択をお願いするものであります。

以上、本請願の趣旨を御理解いただき、全議員の皆様から御賛同賜りますことをお願い申し上げます。紹介議員としての補足説明とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第３号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第５　請願第４号　ＪＲ米坂線早期復旧のための請願

○議長（三田敏秋君）　日程第５、請願第４号　ＪＲ米坂線早期復旧のための請願を議題といたします。

紹介議員から補足説明を求められておりますので、発言を許します。

１５番、川村敏晴君。

〔１５番　川村敏晴君登壇〕

○１５番（川村敏晴君）　皆さん、おはようございます。令和新風会の川村敏晴でございます。ただいま上程されております請願第４号　ＪＲ米坂線早期復旧のための請願の補足説明をさせていただきますと思います。

請願事項については３項目、１、関川村で８月３１日に開催される第２回米坂線復活絆まつりに村上市としても協力していただきたい。２、ＪＲ米坂線復旧は、その経費負担を財政が逼迫している地方自治体に押しつけず、国とＪＲ東日本の責任で行うよう国に要望してほしい。３、本会に対する財政支援をお願いしたいの３項目でございます。

また、この請願書にも示されてございますが、先ほど市長もおっしゃってございました令和４年８月３日から４日未明にかけて荒川水系沿いの豪雨災害においてＪＲ米沢線に及んだ大被害も、あと

2か月足らずで3年を迎えようとしております。ＪＲ米坂線周辺については、市長もおっしゃったように、ほぼ復旧が完了しているように見えます。しかし、ＪＲ米坂線については、豪雨災害発生当時の被害状況のまま、野放しにされております。しかし、今ではＪＲ米坂線沿線の各自治体の地域住民や自治体、そして議会などから続々と早期復旧を求める活動ののろしが上がっております。

今議会にこの請願を提出いたしました米坂線早期復旧と地域活性化を考える会は、村上市荒川地区の住民が中心となって、被災後いち早く立ち上がった組織であります。ＪＲ東日本をはじめ、我々選挙区の選出の両国会議員や、そして県知事などへ積極的にＪＲ米坂線の早期復旧を求める要請活動を繰り返すとともに、地域住民に対してもＪＲ米坂線の早期復旧を求める署名活動を並行して継続をしております。しかし、ＪＲ東日本の復旧方針については、いまだ確定せず、迷走が続いている状態でございます。

村上市は、ＪＲ米坂線の発着点である坂町駅を有する、ＪＲ米坂線の早期復旧活動にとっては中心的な自治体でございます。過去には、国道113号が水害等で被災し、車両等が数日間不通となったことも多々ございました。その際には、ＪＲ米坂線が人員輸送等を担い、日本海側から山形県米沢駅を経由して太平洋側への人員輸送を確保してきたことは、ＪＲ米坂線と国道113号の交通インフラの複線化がいかに重要で不可欠であったかを印象づける事象であったと私は強く感じております。高橋市長には、被災直後よりＪＲ米坂線の早期復旧を強く主張していただいております。村上市議会としては、ＪＲ米坂線早期復旧に対する活動に対して、他のＪＲ米坂線沿線自治体の議会と比較して明確な意思表示がされていない状況であると感じております。そのような中、今定例会で、ＪＲ米坂線早期復旧と地域活性化を考える会より、我が村上市議会に対して提出された請願でございます。どうかこの請願の重要性を御理解をいただき、村上市議会の全会一致の御採択を賜りますことを心からお願いを申し上げ、私の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　御苦労さまでございますが、ちょっと確認しておきたいことがあるのですが、私もこの請願は賛成しておりますので、頑張っていただきたいとは思いますが、請願事項の3番目に、本会に対する財政支援をお願いしたいと、こういうふうに請願の内容に書かれておりますが、財政支援というのは具体的にどんなような支援なのか。お金なのでしょうけれども、財政ですから、どういうことに対してどんなふうな財政支援を求めているのか、ちょっとその辺、分かる範囲で結構なので、教えていただきたいのですが。

○議長（三田敏秋君）　川村敏晴君。

○15番（川村敏晴君）　この会の当事者の方にお伺いしていますことは、彼らが発災直後にこの活動にこぎ着けて、皆さんも目にしたことがあるかと思いますが、ＪＲ米坂線を早期復旧しようというのぼり旗等がございます。あれの製作費だとか、それぞれ各米坂沿線の自治体、その住民の方々がそ

れぞれに活動している、そこに合流をして一緒にシュプレヒコールするだとか、そういう活動。そしてまた、さっきも申し上げたとおり、国会議員、ＪＲ東日本等に要請活動を年に数回行っているというふうなことでございまして、その辺の活動資金、これが、参加会員がまだ200そこそこ、1人1,000円というふうな会費の中でのやりくりというふうなことで、非常に円滑な活動を広げていくにはもう少し活動資金を求めていきたいというふうなことを申ししていたので、その辺が中心になるかと思います。基本的には、趣旨説明おいでになるというふうなことも聞いていますので、詳しく聞いてもらえればというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） そうすると、今200名程度の会員がいらっしゃるということなのですが、その会の会員さんからは、例えばの話、500円でも1,000円でも1万円でも、いわゆる会費という形の中で、取りあえずその会は運営されているということで判断していいのか、それとものぼり旗とか、そういったもの、啓蒙活動にしたこと、あるいは要望に、いわゆる中央のほうに出かけていたりいろんなところに出かけていく、その旅費なんかはまだ支払っていないのか、あるいは会費が成り立っているのであれば、そこから支払っていると、今後も続くのかという意味合いの財政支援なのか、そこら辺のところを明確にちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○15番（川村敏晴君） 私も、その会の執行役員等ではございませんので、細かい会費の運用については配付される資料から読み取って御説明をさせていただいております。この補足説明に当たり、若干その辺のことも確認をしてきたわけでありますけれども、やはり皆さん、集められた会費をもとに活動していると。その活動の資金をもう少し充足していければ、もっと広範囲な、復旧を主張する活動につなげていけるのではないかというふうな考えがあるというふうなことはおっしゃっていました。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 市が財政支援するということになると、やっぱり会そのものがしっかりと帳簿等の管理がされていて、また会費等の収入がうまくそこで公表されていて、そして経費がこのぐらいかかっているという、きちんとした基本的な内容がないと難しいのかなと私は思っております。ただ漠然に、こういう活動して、100万円ぐらい出してくれないかななんて言われたって、出しようがない。その辺のところをやっぱりしっかりと、この請願の趣旨説明にも来られるとは思いますが、私も新緑会の会派でございます。それでまた常任委員会も入られているという方もいらっしゃいますので、その辺がやっぱり一番のポイントかなと、こういうふうに思います。ただ、この会そのものは非常に私は一生懸命やっている会だと思っておりますので、ぜひ米坂線の早期復旧、そして開通に向けて頑張ってもらいたいと、このように思っております。

以上ですが、最後にどうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○15番（川村敏晴君） この会の活動の内容としましては、年1回総会を開催し、今回も5月に開催されまして、その折に活動の収支決算の発表もなされておりますので、できれば皆様もこの会に御賛同、御参加をいただき、そして総会のほうに出席いただければ、配付資料としてその辺を一目でできる資料が配付されますので、ぜひ御賛同賜って御参加いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第4号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6 請願第5号 河内集落と同じ条件で合併処理浄化槽の運営をお願いする請願

○議長（三田敏秋君） 日程第6、請願第5号 河内集落と同じ条件で合併処理浄化槽の運営をお願いする請願を議題といたします。

紹介議員から補足説明を求められておりますので、発言を許します。

6番、菅井晋一君。

〔6番 菅井晋一君登壇〕

○6番（菅井晋一君） おはようございます。新緑会の菅井晋一です。請願第5号 河内集落と同じ条件で合併処理浄化槽の運営をお願いする請願につきまして、請願の紹介議員として補足説明をさせていただきます。お手元の請願書を御覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。と存じます。

合併処理浄化槽を設置している集落は、公共下水道、農業集落排水事業の計画区域外で、行政指導の下、水洗化に協力する形で進められた地域であります。現在合併処理浄化槽を設置している世帯は、朝日地区で7集落115世帯、山北地区で10集落176世帯であります。いずれも山間地域の小規模集落で、独り暮らしの高齢者世帯が多く、通常の維持管理、点検修理など、その経費の負担とともに、下水道整備地域と比べて大きな格差が生じている現状にあります。

そんな中、旧神林村の河内集落で設置した合併処理浄化槽は、市町村合併前に河内集落の要請により、各住宅で設置した合併処理浄化槽を村へ帰属させた上で、料金は下水道処理場と同じ取扱いとして、併せて維持管理も神林村が行うという運営がされてきました。市町村合併時に山北・朝日地区との合併調整項目として協議されましたが、統一には至りませんでした。

今、上下水道料金は令和4年によりやく統一されましたが、合併処理浄化槽の取扱いはいまだに合併前の状況で、統一されておられません。どうか合併処理浄化槽の朝日地区7集落、山北地区10集落の現状と皆様の思いを御理解いただき、本請願に対して御賛同賜りますことを心からお願い申し

上げまして、私からの補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第5号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり、経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7　請願第6号　「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願書

○議長（三田敏秋君）　日程第7、請願第6号　「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第6号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第8　報第9号　村上市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報第10号　村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第11号　村上市土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第12号　村上市情報通信事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第13号　村上市蒲萄スキー場特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第14号　村上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報第15号　村上市上水道事業会計予算繰越の報告について
報第16号　村上市簡易水道事業会計予算繰越の報告について
報第17号　村上市下水道事業会計予算繰越の報告について
報第18号　村上市下水道事業会計事故繰越しの報告について
報第19号　専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君）　日程第8、報第9号から報第19号までの11件は、繰越計算書、予算繰越し及び事故繰越しの報告及び専決処分の報告についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第9号から報第19号までの11議案につきまして、一括して御報告を申し上げます。

初めに、報第9号は、村上市一般会計継続費繰越計算書の報告についてであります。令和7年度に繰り越すべき額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。内容につきましては、第4款衛生費の旧ごみ処理場解体事業など3件に関するものであります。

次に、報第10号から報第13号までの4議案は、いずれも一般会計及び特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。令和7年度に繰り越すべき額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告するものであります。

報第10号は、村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。内容につきましては、第3款民生費の住民税非課税世帯給付金給付事業経費など27件に関するものであります。

次に、報第11号は、村上市土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。内容につきましては、第1款財産取得費の土地取得事業経費に関するものであります。

次に、報第12号は、村上市情報通信事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。内容につきましては、第1款総務費の情報通信事業一般管理経費など2件に関するものであります。

次に、報第13号は、村上市蒲萄スキー場特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。内容につきましては、第1款総務費の蒲萄スキー場運営経費に関するものであります。

次に、報第14号は、村上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。令和7年度に繰り越すこととなった事業の繰越額について、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により御報告するものであります。内容につきましては、令和4年8月3日から的大雨に係る林業施設災害復旧費に関するものであります。

続きまして、報第15号から報第18号までの4議案は、いずれも公営企業会計の予算繰越しについてであります。令和7年度に繰り越すべき額が確定いたしましたので、報第15号から報第17号は地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費の繰越額を、報第18号は同条第2項ただし書の規定による事故繰越額を、それぞれ同条第3項の規定により御報告するものであります。

報第15号は、村上市上水道事業会計予算繰越の報告についてであります。内容につきましては、第1款資本的支出の建設改良費において、市道大津松山線松山踏切下配水管改良推進工事などを繰越しするものであります。

次に、報第16号は、村上市簡易水道事業会計予算繰越の報告についてであります。内容につきましては、第1款資本的支出の建設改良費において、市道府屋4号線ほか配水管改良工事などを繰越しするものであります。

次に、報第17号は、村上市下水道事業会計予算繰越の報告についてであります。内容につきましては、第1款資本的支出の建設改良費において、村上浄化センター改築更新工事委託など3事業を繰越するものであります。

次に、報第18号は、村上市下水道事業会計事故繰越しの報告についてであります。内容につきましては、第1款下水道事業費用の営業費用において、村上浄化センターの電気設備工事を繰越しするものであります。

次に、報第19号は、50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため専決処分をいたしましたものであります。令和7年3月9日、村上市スケートパーク駐車場において、職員がイベントで使用した椅子を台車に積載し、トラックに積み込みを行っていたところ、傾斜のため台車が動き、駐車中の相手方車両に接触して破損させたものであります。本件事故は、職員の安全措置が不十分であったことにより発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両修繕費として18万7,857円を賠償するものであります。なお、本件につきましては、相手方との示談が成立したことから、このたび御報告するものであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから一括質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　それでは、幾つかというか、3つしか質問ができませんけれども、お願いしたいと思います。

報第17号　村上市下水道事業会計予算繰越の報告についてで、公共下水道の関係で村上浄化センター改築更新事業において施設の劣化状況が設計時と相違しており、工法の検討等に不測の日数を要したため繰越しということなのですけれども、施設の劣化状況が設計時と変わっていたというのは、何か設計と工事の期間が10年ぐらいいも離れていればあるかなと思うのですけれども、この辺はどういうことなのでしょう。設計そのもののときの劣化状況の押さえ方が十分ではなかったということなのでしょう、それともそこは十分にやっていたけれども、その後の何か状況があって相違が出てきたのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君）　上下水道課長。

○上下水道課長（稲垣秀和君）　今議員のほうでもお話しいただいたのですけれども、設計時には十分に調査を行っているところではございますけれども、劣化の状況が進行していたというところがございまして、再度その劣化具合に応じて、状況を確認しながら的確な設計内容に変更したというところで、その時間的なものを要したというところでございます。

○議長（三田敏秋君）　上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　設計から実際の工事までどのくらい、時期的に。何年というか、どのくらいだったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（稲垣秀和君） すみません、設計から実施までの期間についてなのですけども、正確なところはちょっと資料を持ち合わせていないのですけれども、後ほど御回答させていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 普通そんなに、設計して、次の実施設計やって、次の年1年かそこらでそんなに工法の検討に不測の時間がかかるようなものというのはどうなのか、設計がどうだったのかなというのは非常に疑問がありますので、ぜひそれは報告をしていただきたいと思います。

あともう一点、その下のほうの説明欄の4つ目のポツのところで、村上処理区内水浸水想定区域図作成に係る調査業務において、既存施設の管理図等が現存していなかったというふうに書いてあるのですけれども、これって普通は永年保存なのかなという気がするのですけれども、永年保存であってなくなっているとか見つからないということはあるのかなと思うのですけれども、もしそれが永年保存であって見つからなかったということであれば、同じようなことがほかのところでもあり得るかなと思うので、ちょっと対策を考えなくてはいけないと思うのですけれども、経過と今後の対策について一括でお聞かせいただければなと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（稲垣秀和君） ただいまの御質問の村上処理区の内水浸水想定区域図の件なのですが、既存の資料というものが全然ないわけではないのですけれども、あるのですが、詳細な資料が残っていないというところもございまして、現地調査のほうに入って、その調査時間が非常に時間がかかっているというところで日数のほうが不足しているというところなののですけれども、今後につきましても同様な状況の箇所、村上以外にも山北ですとか荒川のほうでも今やっているのですけれども、同じような状況もございしますが、十分な調査をしながら、しっかりとした区域図作成につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 損害賠償のところなのですが、台車が坂道で転がり落ちていって、それが車に当たって弁償ということです。これ作業中の事故なので、どうしようもないといえどもどうしようもないのでしょうか、これに対しては何かみんな共有して、協議したり話し合いしたりしましたか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平山祐子君） 今回の事案を受けまして、スポーツのみならず、コミュニティ事業もそうですけれども、生涯学習課、多々講座等の事業を持っています。そこで、職員のほうには、職員おのおのが、うちに帰るまでが事業だと、事業終わらないのだということで、しっかりと、気を緩めることなく事業に当たってほしいということで周知徹底をしたところでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） では、それは具体的にはどうしようということなのですか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平山祐子君） まずは、お互いに声をかけ合うことが大切だと思います。今回の事案につきましても、積込み作業にみんなの目が集中してしまっていて、椅子を載せていた台車のことで目が届かなかったということがございますので、必ず声をかけ合いながら、全て周りの周辺に目が行き届くような声かけをしていこうということで話をさせてもらいました。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 前に、大分前ですけれども、最近、去年ちょっと出てきたか、草刈りしていて石が飛んで、第三者の車で窓ガラス割っただの、車を傷つけたのということが、大分前にですけれども、続いた時期があったのです。そこで、私がどうなのだと具体的な例ということの中で示して、それも実践していただいていますけれども、どういうことかという、石が飛ばないようにネットか何かで囲んで草刈りをするということを、当時の教育長、圓山文堯さんだったですけれども、そういうことでやって、それでも出たらどうするのだという話をやったことがあります。

運送会社のほうでよく見かけるのは、佐川急便とか、必ず荷物の上げ下ろしのときには車止めをします、しっかりと。あれは、もう教育でなされているのでしょうし。私は具体的なところというのは、台車で坂道で積込みなどしているときには必ず車止めをしようということで、そういうことをやったほうが実に効果的であって、みんなで気をつけようね、そうだねなんて言っていたって、前に進まない。やっぱりどうやればいいのかという。具体的に車止めしていこうよと、そういう作業をしようよということでぜひ捉えていただいて、実践していただきたいと、こんなふうに思っておりますが、教育長どうですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 具体的な対策、今御指摘いただきましたので、本当に職員一人一人、危機管理意識を常に持って、どういう状況が生じる可能性があるかということをしっかり考えた上で、今ほど述べられたような具体的な手だてを徹底していかなければならないと思います。今後十分注意してまいります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

午前11時5分まで休憩といたします。

午前10時53分 休 憩

午前11時05分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

上下水道課長の発言

○議長（三田敏秋君） ここで上下水道課長より発言を求められておりますので、これを許します。

上下水道課長。

○上下水道課長（稲垣秀和君） すみません、先ほどの上村議員の下水道の繰越事業についての回答なのですが、村上浄化センターの改築更新工事につきましては、全体で7年計画で行っております。そして、先ほど指摘がありました繰越しにつきましては、平成30年度に実施設計を行ってございます。発注までにちょっと時間がかかっておりますけれども、これまで交付金の削減、シーリングがかかって削減されていたことですか、コロナなどの影響によって発注自体も少し遅れたというところで御理解をいただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 御了承願います。

日程第9 議第47号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第49号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第47号から議第49号までの3議案は、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第47号から議第49号までの3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

この3議案につきましては、いずれも人権擁護委員の推薦につきまして議会の御意見を求めるものであります。

本市区域に法務大臣より委嘱をされております人権擁護委員のうち、議第47号では令和7年9月30日をもって任期満了となります吉村和昭氏を適任と考え、引き続き推薦するものであります。

議第48号では、令和7年9月30日までの任期をもって退任の申出のあった佐藤和平氏の後任として川村三千男氏を、議第49号では、同じく令和7年9月30日までの任期をもって退任の申出のあった小田ルイ氏の後任として八藤後瑞枝氏を、それぞれ適任と考え推薦するものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

以上、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

5 番、上村正朗君。

○5 番（上村正朗君） それでは、ちょっとまた幾つか質問させていただきたいと思います。

お三方の人権擁護委員の推薦につき、それは非常に適任の方なのだろうなと思いますので、それについてとやかく言うつもりはございませんが、細かいことなのかもしれませんけれども、ちょっと学歴の記載の方法を見ると、吉村さんと、あと川村さんと、あとは八藤後さんでしょうか、略歴の記載が非常に、ちょっと見るとばらばらなのかなという気がするのですけれども、吉村さんが一番簡略というか、非常に略歴の書き方が略されているなと思うのですが、何か略歴の書き方とかで基準みたいなものは。各支所から恐らく推薦されてくるのかなと思うのですけれども、そのときの略歴の記載の方法の基準のようなものはあるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君） こちら厳密に言うと人事案件ということではないのですが、人事案件に準じて、経歴のほうを御本人様から上げていただいたのを基に、所管課、それから私ども総務課のほうで調整をさせていただくということでございまして、厳密な基準というものは設けてはございませんが、なるべく統一感が出るような形で調整をさせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5 番（上村正朗君） 吉村委員については継続ですから、何か一回承認というか得ているので、簡略化されているのかなと思ったのですけれども、見るとかなり吉村さんの場合は、現にまちづくり協議会の会長さんであったりするところは、ほかのところはそういう略歴が載っているのに、吉村さんは載っていないとか、やっぱり1人だとかいうものかなと思いますけれども、3人並ぶと、しっかり読むと、ああ、非常にばらばらだなという違和感を持ちますので、上がってきたところでやっぱりある程度のバランス取れたような記載方法に私はすべきではないかな、しっかり議会に対してそれは提案するわけですので、推薦するわけですので、その辺があまりにもばらばらにならないように、バランスが取れたような記載内容に、事務局のほうでしっかり調整すべきではないかなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君） ありがとうございます。記載の手順につきましては先ほど申し述べたとおりでございまして、御本人からの書類提出、これが基本になります。ただ、この方については私どもも適任の方として対応しておりますので、この方についてはこういった役職も兼ねていらっしゃるのではないかなというふうな気づきがあった場合につきましては、また議案のほうを調整をさせていただきたいと思っております。大変ありがとうございます。

〔「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに採決をいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないでボタン式投票により採決をいたします。最初に、議第47号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第47号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第48号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第48号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

最後に、議第49号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第49号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第10 議第50号 専決処分の承認を求めることについて

議第51号 専決処分の承認を求めることについて

議第52号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第50号から議第52号までの3議案は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第50号から議第52号までの3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

この3議案につきましては、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いま

したので、同条第3項の規定に基づき議会の御承認を求めるものであります。

初めに、議第50号は、村上市税条例の一部を改正する条例制定につきまして、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、改正をいたしたものであります。主な改正内容につきましては、個人住民税では特定親族特別控除の創設に伴う改正を、軽自動車税では軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う改正を、それぞれ行ったものであります。

次に、議第51号は村上市入湯税条例の一部を改正する条例制定につきまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、項ずれなどについて条例に所要の改正をいたしたものであります。

次に、議第52号は、村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、改正をいたしたものであります。主な改正内容につきましては、課税限度額のうち基礎課税分を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分を24万円から26万円にそれぞれ引き上げ、介護納付金分の17万円と合わせて上限額を109万円としたものであります。また、軽減措置に係る判定所得につきましては、5割軽減の対象世帯の算定において被保険者数に乘すべき金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の対象世帯の算定において被保険者数に乘すべき金額を54万5,000円から56万円に、それぞれ引上げを行ったものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第50号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第50号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第50号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第51号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第51号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第51号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

最後に、議第52号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第52号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第52号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第11 議第53号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第54号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第55号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第56号 財産の取得について

議第57号 財産の取得について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第53号から議第57号までの5議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第53号から議第57号までの5議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第53号は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。市の非常勤特別職である投票管理者等の報酬額については、準拠する国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正される都度、改正をいたしてまいりました。このたび村上市選挙管理委員会から、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関

する法律に定める基準額の改正があり、法律改正後速やかに適用する必要がある旨の御連絡をいただきました。また、このたびの条例改正の際には、これまでの条例に報酬額を明記する従来の規定から、法律で定める額とする規定に改正されたい旨、併せて御依頼があったことから提案するものであります。

次に、議第54号及び議第55号につきましては、いずれも公務員の仕事と生活の両立支援の拡充に関し、関係条例に所要の改正を行うものであります。議第54号は、村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、本年、令和7年10月1日から施行されることとなりますが、このたびの改正では、部分休業の取得について現行の1日につき2時間を超えない範囲での取得に加え、年間10日を超えない範囲での取得が可能とされ、いずれかを選択できることとなったことから、その運用に関し条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第55号は、村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。公務員における仕事と育児の両立支援に関する制度利用に関し、妊娠、出産時や育児期の職員に対し各種制度の周知を図り、制度の利用や働き方に対する意向聴取対象となる職員の意向に配慮することについて適切な措置を講ずることとし、条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第56号及び議第57号は、いずれも財産の取得につきまして、村上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の御議決を求めるものであります。議第56号は、消防団配備用として更新予定の消防用小型動力ポンプ9台を購入しようとするものであり、令和7年4月17日に通常型指名競争入札を執行し、落札した株式会社宮島工業所と2,069万1,000円で仮契約を締結したものであります。

次に、議第57号は、村上市立小・中学校学習用端末を購入しようとするものであり、GIGAスクール構想の第1期で整備した児童学習用端末の更新に係るもの3,458台及び指導者用端末292台の合計3,750台を、新潟県の共同調達により効率的な整備を行うこととして、令和7年3月17日にプロポーザルによる事業者選定を行い、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社と2億4,964万875円で仮契約を締結したものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 御苦労さまでございます。私は、第53号、一番最初のやつでございまして、これ別記のところを御覧いただくと、金額が載って、ずらっとなっておりますが、この金額はどういうふうにして出されているのかということで、参考までに国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条というのを言っていますので、それを見させていただきました。だから、そのと

おりに載っているのですが、何ら間違いはないのですけれども、この法律第14条の中には時給計算というのは書かれておりません。これに非常に私は違和感を持ったのは、投票立会人、1時間につき990円。その下、今度期日前投票管理者、これが途中で交代した場合、これもあり得るのでしょうか、1時間に対して982円。その下のほうの期日前投票立会人、1時間に対し834円。昨年の10月1日から新潟県の労働基準における最低賃金は985円です。したがって、何を言いたいのかというと、これ当日恐らく指名というか頼まれて、立会人なんかも、ふだんはどこかにお勤めになっていたり、あるいは自営業をなさったりという方々が、当日頼まれてそこに来るわけでございます。その日だけ取りあえず非常勤の特別職ということでの、この給与体系になるのでしょうか、けれども、これ時給、最低賃金を下回る金額がここに記されているということは、これはこの時点でもう法律違反になっていますよね。それをどういうふうな解釈をすればいいのか。時給がついていなければ、特別問題はないのでしょうか、そのときの最低賃金プラス50円にするとか、そういう言葉が書かれていれば、何ら問題はないのでしょうか、このままでいくと、これ条例でございします。これが全部よしということになったら、その方はそこで交代していったら、新潟県最低賃金よりも低い賃金を頂くと。こういうことで労働をさせられるということになりますけれども、この解釈はどういうふうに捉えればいいですか。

○議長（三田敏秋君） 選管・監査事務局長。

○選管・監査事務局長（前川龍也君） 改正前の時間額ですけれども、これはもともと体調不良を想定したものでして、基本的には1日あるいは半日……

〔「ごめんなさい、聞こえないです」と呼ぶ者あり〕

○選管・監査事務局長（前川龍也君） 失礼しました。

改正前の時間の単価ですけれども、こちらは体調不良で急遽交代する場合に備えての規定となっております。ですから、基本的には1日という勤務でお願いしております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 体調不良でも何でもいいのですけれども、体調不良になったとして、誰々さんに頼むということになりますよね。誰々さんが来て、「はい、御苦労さまでございました。あなたの時給は982円でございます」、「えっ、新潟県の最低賃金って985円ではないのですか」って言われたらどうしますか。どういうふうに対応しますか。

○議長（三田敏秋君） 最低賃金との整合性を問うているわけですから、それを解説して。

総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君） 今ほど姫路議員のほうから最低賃金との比較でのお話をいただいております。これ提案理由のほうでも申し述べておりますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、言わば特別法になります。この法律によって担保されているということで、こちらに準拠して対応しているというのが現在村上市でございします。また、県内、全国的にもそのような対応

が非常に多いということで承知しております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） でも、最低賃金よりも低いような金額を記しておいて支払うというのは、自治体の条例の中にそれが記されるということはいかななものか。私は、これは反対します、このままでいくのであれば。こんな法律、最低賃金違反になるようなことを記されていて。よその自治体どういうふうにして、どういうふうにして、同じく提案しているのでしょうかけれども、議会に対して。これは、絶対にこのままでいけばおかしい話ですよ。

○議長（三田敏秋君） 今の解説あったように特例だということで、選挙の場合の特例だということで解説だったのだから、賛成するとか反対するとかという議論でなくて、それをあなたは問うているわけだから、それでいいのではないの。明確な回答出ているわけだから。最低賃金とは関係ないのだよと、特例でこういうあれがあるのだよということで答弁しているのだから。

○16番（姫路 敏君） どこに書かれていますか、特例なんて。特例ってどこに書かれて。法律のどこに書かれて……

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君） 法律自体に特例というふうな書き方はされていないかと思いますが、あくまで法律で定めている金額がございますので、こちらに準拠しているという話を私……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） いやいや、だから……

○16番（姫路 敏君） ちゃんと言ってください。何で議長が挟まるのですか。私は彼に質疑しているのです。

○議長（三田敏秋君） もちろん、もちろん。

総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君） 国の法律に定めている金額を使っているということでございますので、御理解いただければと思います。

○16番（姫路 敏君） だから。議長、何。だから、最初に私言っているではないですか。国の法律の中には時給のことは定められていないというのです。どこに書かれ。これ国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条に、時給のことは一切書かれていないのです。1日につき幾ら。1日につき幾らです。しかしながら、体調不良とか何かあったときに交代要員がいなければならないというのは、条例の中で詳細に定めていくわけでしょう。その条例の中で定めている金額が新潟県の最低賃金よりも低かったら駄目でしょうということを言っているのです。どこに特例があるのですか、それ。特例というのはどこにあるのですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長、それ、あれで示されないのだから。特例のその条例自体を。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 暫時休憩。

午前 11 時 30 分 休 憩

午前 11 時 31 分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

今の姫路議員の質問に対しては、所管である総務委員会において明確な答弁がなされるということで、理事者側、よろしくお願いを申し上げます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第53号から議第57号までの5議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 12 議第 58 号 村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議第 59 号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第58号及び議第59号の2議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第58号及び議第59号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第58号は、村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の5類感染症に位置づけられたことから、村上市国民健康保険税条例第14条及び村上市介護保険条例第12条において、特に新型コロナウイルス感染症に特化して設けておりました減免規定を削除しようとするものであります。これにより、当該減免の措置については、従来から規定する疾病に係る減免措置において対応することとなります。

次に、議第59号は、村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示が

令和7年3月24日に告示され、入院時の食事療養に係る自己負担額が本年4月1日から引き上げられたことに伴い、県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要領が改正されたことから、その内容に準じ、条例に所要の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第58号及び議第59号の2議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第13 議第60号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第61号 財産の取得について

議第62号 財産の取得について

議第63号 財産の取得について

議第64号 財産の取得について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第60号から議第64号までの5議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第60号から議第64号までの5議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第60号は、村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、下水道事業の経営規模について、農業集落排水事業の西神納地区、東神納地区、神納地区の統合により、村上市公共下水道（村上処理区）事業計画を変更したことに伴い、事業ごとに排水区域面積及び排水人口などについて所要の改正を行うものであります。

次に、議第61号から議第64号までの4議案につきましては、いずれも財産の取得につきまして、村上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の御議決を求めるものであります。議第61号から議第63号までの3議案につきましては、いずれも除雪機械のリース期間満了に伴い購入しようとするものであり、令和7年4月10日に通常型指名競争入札を執行し、それぞれ落札者と仮契約を締結をいたしております。議第61号につきましては11トン級除雪ローダ1台の購入であり、合資会社坂町重機工業と1,638万9,750円で仮契約を、議第62号につきましては8トン級除雪ドーザ7台の購入であり、コマツカスタマーサポート株式会社東京関

越カンパニーと9,847万4,320円で仮契約を、議第63号につきましては8トン級除雪ローダ3台の購入であり、日立建機日本株式会社新潟営業所と3,400万1,100円で仮契約を、それぞれ締結したものであります。

次に、議第64号は、田端町地内の村上総合病院跡地1万3,477.4平方メートルの土地を取得しようとするものであり、村上駅周辺まちづくり事業に供するため2億6,000万円で新潟県厚生農業協同組合連合会と仮契約を締結したものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから一括質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　度々申し訳ありません。議第64号　財産の取得について、村上総合病院跡地でございます。2億6,000万円、それから厚生連と土地取得の協定があった、それから不動産鑑定評価の結果、単価と面積を掛けて2億6,000万円になっているということは、私は議員ですから重々承知しておりますので、これについて賛成といいますか、反対するつもりはないのですけれども、今度こういう議案が6月議会に出ますよということで私の知り合い、10人ぐらい集まったときに話をしたときに、やはり市民のほうから、土地を購入する前に何に使うか示すべきではないかという意見が出ました。私のほうから当然国の合同庁舎とか統合保育園とか、あと官民連携、PPPの複合施設という説明をしたのですけれども、PPPの官民連携だと言われても全くなかなか、私自身の理解もないものですから、市民の方になかなか説明できないということなので、これもやっぱり前提としては、やっぱり市民の方に、私としては、今年度基本設計ですか、基本的な考え方まで今年度、複合施設のところへいくかなと思うのですけれども、いつ頃そういう今年度示されるのかというのは、やっぱり市民の方に説明する必要があるなと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　都市計画課長。

○都市計画課長（小野道康君）　今年度、PPPの進め方につきましては、国の先導的官民連携支援事業というものが採択になりましたので、その請負をする方の選定が今、近々決まります。それをもちまして今年度の工程を定めまして、7月の中旬から末ぐらいにかけて、今年度のスケジュール感だとかを説明できる予定になっております。

○議長（三田敏秋君）　上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　そうすると、さっき私も市民からいろいろ質問を受けたのですけれども、今年度複合施設のところがこんな形になるよというのは、今年度ある程度基本的なところが出るということではないのですか。間違った説明すると私もまずいものですから、ちょっと確認させてもらいたいです。

○議長（三田敏秋君）　都市計画課長。

○都市計画課長（小野道康君） 先導的官民連携支援事業で、まずはPPPを進めるための当然事業者の方等との話し合い等を進めていきたいと思います。基本的には市でそういった設計をするのではなくて、PPPの場合は、そういった事業者のほうから提案を受けたりして、内容等をまた進めていく形になると思います。そういったものも含めて、内容だとかスケジュール感を7月末ぐらいには御説明をしていきたいというふうな予定であります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） ちょっとその辺がよく分からないのですが、その辺も含めて、ネット、ホームページでは恐らくいろんな発信しているのだろうと思いますけれども、ある程度やはりもうちょっと具体的な案みたいなのができた時点で、ぜひ市民の方にも説明会なり、分かりやすいようなことで市民に対しても説明して御意見いただく場をつくるので、これについては2億6,000万については了解してもらいたいと、私も市民にも説明しなくてはいけないものですから、大体そんな感じででしょうか。市民に対する説明会とか、そういうのもやる予定でしょうか。

○議長（三田敏秋君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野道康君） 先ほど来申し上げていますように、そういった内容等決まってきましたら、スケジュール感も含めて、適切な時期に市民の方に説明を申し上げるなり、そういった情報発信も含めて引き続き努めていきたいなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第60号から議第64号までの5議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第14 議第65号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第65号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第65号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和7年度村上市一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億8,130万円を追加し、予算の規模を403億2,220万円にしようとするほか、地方債の補正を行うものであります。

補正の主な内容といたしましては、瀬波船だまりのしゅんせつ工事に係る経費や定額減税補足給付金給付事業経費を計上したほか、物価高騰対応重点支援事業として学校給食費及び保育園等副食費を7月以降も無償化する経費を計上いたしました。

歳入におきましては、第15款国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などで2億3,962万円を、第16款県支出金では農林水産業総合振興事業費補助金などで8,172万1,000円を、第20款繰越金で前年度繰越金2億3,125万9,000円をそれぞれ追加し、第21款諸収入では学校給食費などで1億10万円を減額し、第22款市債では水産業振興施策整備事業債などで2億2,880万円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で普通財産管理経費などで9,501万4,000円を、第3款民生費では定額減税補足給付金給付事業経費などで2億5,028万9,000円を、第4款衛生費では保健衛生総務経費などで3,021万4,000円を、第6款農林水産業費では瀬波船だまりのしゅんせつ工事に係る経費のほか、鮭採捕施設改良事業補助金などで2億6,160万1,000円を、第7款商工費ではみどりの里経費などで568万2,000円を、第9款消防費では非常備消防施設経費などで5,293万4,000円をそれぞれ追加し、第10款教育費では小学校就学援助経費などで1,447万9,000円を減額しようとするものであります。

第2条、地方債の補正は、総務債などの限度額を変更しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　私ばかりで申し訳ないですけども、委員会で聞けないものですから、歳入についてちょっと確認させていただきたいと思います。

歳入15款2項1目1節の総務管理費補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億4,004万6,000円ですか、2億4,000万歳入計上されていますが、これは違うかなと思うのですが、令和7年5月の予備費で各市町村に配分をされるという情報も聞いているのですが、その分ですか、それとも令和6年度の補正の残り分なのでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　財政課長。

○財政課長（榎本治生君）　臨時交付金での2億4,000万でありますけれども、このうち2億533万2,000円については、定額減税の補足給付金給付事業経費というようなことで来る財源でありますし、残りの3,471万4,000円、これが臨時交付金の推奨事業メニュー分というようなことで、このたび国が1,000億円の予備費を活用して各自治体に配分したものの全額であります。

○議長（三田敏秋君）　上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　すみません、そうすると確認ですけども、3,400万についてはこのたび予備費で1,000億円予備費を取り崩して市町村に配分した、その分ということですね。すみません、

確認です。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（榎本治生君） そのとおりでございます。

〔「了解しました。ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第65号については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算決算常任委員会に付託をいたします。

日程第15 議第66号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）

議第67号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第66号及び議第67号の2議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第66号及び議第67号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第66号は、令和7年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入では消火栓新設等工事に係る受託工事収入として営業収益に4,100万円を追加し、総額11億9,250万円とし、支出では消火栓新設等工事請負費として営業費用に4,100万円を追加し、総額11億8,260万円にしようとするものであります。

次に、議第67号は、令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入では予算書第3条本文中、なお書きを改め、営業費用中、管渠費、委託料の財源として企業債430万円を借入れし、一般会計からの繰入金である雨水処理負担金438万4,000円、下水道防災事業費補助金438万4,000円をそれぞれ追加し、総額38億1,276万8,000円にしようとするものであります。支出では、営業費用において管渠費、委託料876万8,000円を追加し、総額を38億1,276万8,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出におきましては、収入で一般会計からの繰入金である出資金を438万4,000円減額し、総額を36億840万7,000円にしようとするものであります。

なお、収支不足額12億6,559万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金などの内部留保資金で補填しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第66号及び議第67号の2議案については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

なお、12日、本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までに御参集ください。

大変御苦労さまでございました。

午前11時52分　散　会